

令和元年度決算に基づく

健全化判断比率等審査意見書

米 子 市 監 査 委 員

監起第53号－1

令和2年8月21日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市監査委員 野 坂 正 史

米子市監査委員 植 田 昭

米子市監査委員 中 田 利 幸

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の審査に係る
意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	－ (%)	－ (%)	11.74 (%)
② 連結実質赤字比率	－ (%)	－ (%)	16.74 (%)
③ 実質公債費比率	9.1 (%)	10.6 (%)	25.0 (%)
④ 将来負担比率	94.0 (%)	101.3 (%)	350.0 (%)

備考 実質収支及び連結実質収支について、黒字の場合は、実質赤字比率又は連結実質赤字比率は「－」で表示される。

5 個別意見

上記の4比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率は、低下傾向ではあるものの依然高い数値で推移しており、財政構造の硬直化が顕著に表われている。

一般会計におけるプライマリーバランスを維持するため、引き続き適正な起債管理を行うとともに、財政健全化に向けた様々な方策を積極的に講じられたい。

令和元年度決算に基づく資金不足比率等審査意見書

1 審査の対象

令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

水道事業会計

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	－（％）	－（％）	20.0（％）

工業用水道事業会計

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	－（％）	－（％）	20.0（％）

下水道事業会計

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	－（％）	－（％）	20.0（％）

米子インター周辺工業用地整備事業特別会計

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	－（％）	－（％）	20.0（％）

備考 資金不足額が発生していない公営企業については、資金不足比率は「－」で表示される。

5 個別意見

当年度においては、資金不足額が発生した公営企業はない。